

福島署管内の製造業者に第4種無災害記録証を交付

1,320万時間無災害達成により厚生労働省労働基準局長から授与

福島署管内の下記事業場において、今般、「無災害記録証授与内規」に定める期間無災害であったことが認められることから、厚生労働省労働基準局長名による無災害記録証を授与されることとなりました。

このため、福島労働基準監督署（署長 塩原哲朗）では、下記により無災害記録証の交付式を行います。

記

1 交付式

日 時 令和5年11月9日（木）午前9時30分から
場 所 福島労働基準監督署 署長室
（福島市霞町1-46 福島合同庁舎1階）

2 記録証が交付される事業場

事業場名 マレリ福島株式会社
（二本松市住吉5-1）
無災害記録 第4種（1,320万時間）
樹立年月日 令和5年7月4日

3 その他

- （1）取材について、事前の連絡は不要です。
- （2）終了後、写真撮影及び質疑等の時間を設けます。

< 参考 >

・「無災害記録証」は、一定期間死亡災害、休業災害、身体障害を伴う災害を発生させることがなかった事業場に対して授与する記録証で、当該事業場からの申請に基づき授与されます。

・無災害記録は、第1種から第5種までの5段階とされ、基準の時間数は、記録の起算年月日、業種及び労働者数により異なります。